

「薬害」概念の下で連帯する被害者

——「薬害 HIV」問題にみる被害者の多様な結びつきの可能性——

和歌山県立医科大学 本郷 正武

1. 「薬害」概念によって結びつく被害者たち

本報告は、「薬害」概念が「薬害」被害者たちにどのような連帯を促したのかを、二つの事例から考察する。

いわゆる「薬害」問題とは、多くの患者が医薬品により享受すべき有効性よりも副作用が上回った場合を意味するとされ、とりわけ先行研究は行政や企業の瑕疵や不作為に着目し、一方を加害者、他方を被害者と位置づけることで「薬害」問題を切り取ってきた。この問題理解の様式は、訴訟運動などのかたちで公に問題開示をおこない、加害者に対して補償と救済を求めていく過程で、同じ被害を受けた人々を結びつける機能をもっていた。この「薬害」概念は少なくとも世界共通の自明のものではなく、仮に「drug-induced suffering」などと問題や被害を引き起こした事実関係を直訳したとしても、概念に込められた政治的・運動的問題開示の様相や、多様な被害者を結びつける機能までを十分に表現できない。ここに「薬害」概念の特殊性が浮かび上がる。

2. 「薬害被害者」の連帯

「薬害」概念は、健康問題を及ぼした医薬品の違いや、被害者の社会的背景が異なるにもかかわらず、それぞれの被害者を広く「薬害被害者」として結びつける。1999年には「全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）」が発足し、スモンやサリドマイドをはじめとする多様な「薬害被害者」たちが実際に連帯している。薬被連は「薬害」経験の伝承を訴え、活動当初から文部科学省と厚生労働省にはたらきかけ、2011年には「薬害教育」のための副教材の制作を実現し、いわば「薬害教育」の制度化を果たした。近年は、HPV ワクチンの副反応被害者の訴訟を「薬害」訴訟運動として支援している。

薬被連の諸活動から、「薬害」概念はいわばマスター・フレームのように、後続する医薬品による健康問題を「被害」として理解することを促し、被害者たちを結びつける錨のようなはたらきをしている。一見バラバラに見える個々の「薬害」問題とその被害者たちは、「薬害再発防止」の旗印の下で連帯しており、これは becoming victims のプロセスの一つを示している。

3. 「薬害 HIV」被害者が連帯することの意味

「薬害」概念が多様な「薬害」被害者を広く結びつける反面、別様の連帯を促すこともある。たとえば「薬害 HIV」問題は、被害者が先天的に止血困難な血友病という原疾患をもつという点では、他の「薬害」と性質を異にしている。特に、血友病患者の約4割が「薬害」被害者となったことで患者たちが分断され、「全国ヘモフィリア友の会」が活動停止に追い込まれたことから、「薬害」概念は HIV 感染被害者の連帯を促す一方で、血友病患者の分断にも寄与したと考えることができる。

日本に限らず、HIV 感染の原因となった非加熱濃縮製剤が処方されていた他国でも甚大な被害が生じ、血友病コミュニティを大きく揺るがした。しかし、各国が 1990 年代はじめには被害救済の道筋を付け、コミュニティの再建に動いた一方で、日本は 1989 年の提訴から和解までに 8 年の歳月を要し、血友病患者の再組織化は 2010 年代まで先延ばしとなった。これは HIV 感染被害を、血友病コミュニティの危機として捉えるのか、「薬害 HIV」感染者たちの問題として捉えるかの相違と考えることができる。このように「薬害」概念は、被害者の多様な連帯のあり方を提示する。